

戸籍謄本を市区町村役所（場）に請求される場合には、本紙を戸籍係りの方にお渡しください。

市区町村役所（場）戸籍担当者様へ

株式会社 島根銀行

相続預金の支払手続において、法定相続人の確認のため、亡くなられた方（被相続人）の記載のある下記の戸籍謄本等が必要になりますのでお取り計らい方、よろしくお願いたします。

記

➤必要な戸籍謄本等

被相続人について、男性18歳・女性16歳から（出生からでも可）死亡されるまでの連続した戸籍謄本等。

【注】

- ・戸籍謄本に「改製」がある場合は、改製原戸籍謄本も必要です。
- ・戸籍謄本に「分籍」や「除籍」がある場合は、分籍・除籍前の戸籍謄本も必要です。
なお、当該戸籍謄本について、他の市区町村で請求しなければならない場合は、どこの市区町村役所（場）に請求すればよいかを請求者へご教示願います。
- ・被相続人に子供および孫がいない場合は、被相続人の両親や兄弟姉妹を特定する必要がありますので、亡くなられた方の親の戸籍（除籍）謄本も必要です。

以上